

ことにより、説明責任（アカウンタビリティ）を果たさなければならぬ。

こうしたアセットマネジメントを実現するためには、知事を筆頭とした全庁的な取り組みが必要不可欠である。これまで国の行政改革の方針のもと、地方自治体でアセットマネジメントの考え方を一部で取り入れなければならない事項が生じ、対応してきている。しかし今後は、国の方針との調整が必要ではあるものの、県が主体的に行政改革を実行し、自らの進むべき方向性を決定しなければならぬ。アセットマネジメントを導入し、継続して運用していくために、また県職員の意識改革を促すためにも、首長たる知事が明確な方針を掲げ、推進過程の重要な場面に積極的に参画し、リーダシップを発揮して進めることが最も重要なことである。

3. 一元化されたデータベースの構築

意見（II-3）
インフラ資産・公共施設の維持管理に当たっては、既存データの集約、不足データの収集を図って、資産・施設毎に一元化されたデータベースを構築し、できる限り県民に情報公開することが望まれる。

インフラ資産・公共施設を管理するには、施設（構造、設備等）の諸元・仕様・図面、設計者・施工者・改修者・点検・補修履歴、今後の維持管理計画等、多岐にわたる情報が必要である。こうしたデータを一元的に管理することによって業務効率を向上する。道路管理課が構築している「橋梁管理カルテ」を作成しているが、この取り組みは評価に値する。現状、他のインフラ資産、公共施設では情報の一元化が進んでおらず（表II-2）、橋梁と同様に、資産・施設毎のカルテの作成が望まれる。

表II-2 各部署のアセットマネジメント関連情報の整備状況

施設名	資産・施設の諸元データ	点検履歴	修繕・補修履歴	図面	その他
管財課	無し	紙ベース（DBはない）で保管	紙ベース（DBはない）で保管		
警察本部 会計課	無し	紙ベースで保管	工事発注履歴を保管	宮城県発注の工事図面は会計課、警察署、警務課で保有。警察発注の工事については各発注施設で5年保管。	
学術文化財課	無し	各施設が紙ベースで保管	各施設が保管	各施設または登録課が保管	
陸宮福祉課	無し	各施設が紙ベースで保管	各施設が履歴を紙ベースで保管	図面化されたもののみ各施設が紙ベースで保管。 （小規模の補修は発注履歴のみ）	

施設名	資産・施設の諸元データ	点検履歴	修繕・補修履歴	図面	その他
社会教育課	無し	各施設が紙ベースで保管	工事発注履歴を保管	大規模工事（250万円以上）については、宮城県で保管。指定管理者が行なった小規模修繕は各施設で関連資料を保管。それ以外の工事については、県で保管。	
学校施設課	施設台帳	点検報告書を学校施設課と各校が保管	工事発注履歴を学校施設課が保管（担当者がエクスセル管理）	宮城県発注の工事図面（250万円以上の工事）については、学校施設課、管財課、学校の3者が保有。養年老に問わず全て保有。それ以外の工事図面については、学校側のみ図面を保有。	
建築住宅課（県営住宅）	施設台帳（土地、建物、付形施設等）	各年度の点検業務一覧を建築住宅課が保有	施設台帳（劣化状況、修繕予定も記載）	管財課発注の工事図面（250万円以上の工事）は、建築住宅課と管財課に問わず全て保有。それ以外の工事図面は、管理者側が保有。	入居状況一覧表を建築住宅課が保有
管財課	法12条点検の対象建物のみ、BIMMSに入力（劣化度ラックも記載）	法12条点検の結果、BIMMSに入力（劣化度ラックも記載）	工事発注履歴を管財課で保管	私学文書課の文書庫に紙ベースで保管。H18年度以降の建物のみ、技術管理課のサーバで電子データを保管。	法12条点検の記録は、管財課発注の点検のみ。
道路管理課（橋梁）	橋梁管理カルテで保管	橋梁管理カルテに定期点検、日常点検結果、点検調書	橋梁管理カルテで保管	橋梁管理カルテで保管。	

（※）本表では、「資産台帳」や「公有財産台帳」を除く。

公共施設の場合は、公有財産台帳、固定資産台帳、保全情報システム（BIMMS）にデータが収容されている。必要に応じて財務評価用データ、供給評価用データ、品質評価用データ（表II-3）を加えれば、総合的な一元データベースの構築が可能な状況にある。

表II-3 収集が必要なデータの種別

■ 財務評価用データ	施設の維持管理に要する費用
■ 供給評価用データ	建物：建物取得価額、延床面積、建物取得年、減価償却累計額、現在価額 土地：土地取得価額、土地面積（筆単位のもの）の施設別台帳 付属設備：取得価額、種類（昇降設備、空調設備、電気設備など）
■ 供給評価用データ	利用度を測定し、評価するための基本データ。施設の特性と評価目的に応じて、適切に設定する
所管部門のコメント	現状と改善すべき点の把握

品質評価用データ	
耐震性データ	
劣化診断データ	
環境保全性データ	施設エネルギー排出量など
耐湿性能データ	ユニバーサルデザインの実現度など

作成したデータは可能な限り、情報公開すべきである。例えば、千葉市では2013年7月から、市が保有する施設の「資産カルテ」をウェブ上で公開している。各施設の利用状況や経費の内訳等を一覧できる。

資産カルテは、公有財産台帳、固定資産台帳、保全情報システム(BIMMS)の既存データに、財務評価用データ(施設の収入や経費)、供用評価用データ(利用状況)、品質評価用データ(耐震・劣化診断データ)を新規に加えて、一元的な資産データベースを構築したうえで、市が管理する図書館や公民館等、875施設について敷地面積や延べ面積、構造・階数といった建物概要のほか、過去3年の利用者数や運営費等も記載している(図Ⅱ-4、図Ⅱ-5)。施設の経費や利用者の負担額の現状を市民に把握してもらい、施設の在り方を考えるきっかけになる試みである。

図Ⅱ-4 千葉市の「資産カルテ」

The diagram illustrates the 'Asset Card' system architecture. It shows how data from 'Public Asset Register', 'Land Register', 'Basic Information', 'Fixed Asset Register', 'BIMMS', and 'Facility Information' is integrated into a central 'Asset Card' system. This system then provides information to various user interfaces: 'Asset Information', 'Facility Information', 'Asset Management Information', 'Facility Management Information', 'Asset Evaluation Information', 'Facility Evaluation Information', 'Asset Maintenance Information', and 'Facility Maintenance Information'. A 'Security Information System (BIMMS)' also feeds into the 'Asset Card' system.

(資料：千葉市の資料をもとに作成)

図Ⅱ-5 公営住宅の資産カルテの例

【資産カルテ】 施設名称：星久喜町第1団地

施設番号：285

作成年度：平成25年度

1. 施設概要

所在地	〒285-0825 千葉県星久喜町1-210
所管部門	住居生活課
施設用途	住宅施設
施設規模	区分別：市営住宅 区分別：市営住宅 区分別：市営住宅
運営委託先	運営形態：住居生活公社(単体施設) 無 委託利用企業：無
土地	土地取得経緯：市営住宅 土地取得年：平成19年
建物	建物名称：星久喜町第1団地 建物種別：住宅 主要な建物：114名 築年：1987年(平均)

2. 利用状況

子を持つ	21年度	22年度	23年度	小分団地数 3年度平均
管理戸数	114	114	114	114
空戸数	0	0	0	0
入居率	98.2%	99.1%	99.4%	97.6%
	1%	0%	-1%	-3%

3. 利用者負担額

項目	21年度	22年度	23年度	小分団地数 3年度平均
利用費	25,238	25,682	25,302	31,601

4. 経理内訳

項目	21年度	22年度	23年度	小分団地数 3年度平均
収入	0	0	0	313
経費	12,432	13,506	13,907	17,542
経費削減	1,295	1,232	1,303	1,638
その他	0	0	0	0
経費削減率	10.4%	9.1%	9.7%	10.2%
経費削減率	13.66%	14.23%	15.21%	18.51%
物件費	41,432	41,432	41,432	23,095
経費削減率	0	0	0	173
経費削減率	0	0	0	0
経費削減率	56.10%	56.17%	55.64%	45,282

5. 経費削減率

項目	21年度	22年度	23年度	小分団地数 3年度平均
経費削減率	11%	10%	10%	10%
経費削減率	43%	43%	43%	43%
経費削減率	22%	22%	22%	22%
経費削減率	14%	14%	14%	14%
経費削減率	2%	2%	2%	2%
経費削減率	1%	1%	1%	1%
経費削減率	1%	1%	1%	1%
経費削減率	1%	1%	1%	1%
経費削減率	1%	1%	1%	1%

6. 備品に関する情報

項目	2014年度	2015年度	2016年度
備品総額	1,801,950千円	194千円	194千円
備品総額	1,281,082千円	33千円	33千円
備品総額	2,568,550千円		

7. 3-5の利用状況、経費削減率、経費削減率は各年度の各料金を算出するための資料に基いて算出されている。所在地は各団地ごとに異なる。資料はすべて千円未満を切り捨てた。

(資料：千葉市の資料をもとに作成)

資産カルテ等による評価は、経営意思決定にも重要な影響を与えるため、評価においては、民間企業で採用されている発生主義会計に基づくフルコスト情報を活用することが不可欠である。また、用いられるフルコスト情報は、信頼できる数値であることが必要である。そのため、本来は、少なくとも公表情報である財務書類と整合的な情報を利用して、資産カルテを作成することが望ましい。

しかし、現状では県は総務省改訂モデルにより財務書類を作成しているため、建物等の資産ごとのフルコスト情報は、資産コード等による個々の資産への関連付けがされていない。そのため、建物等の資産ごとのフルコスト情報を自動的に集計することができない。資産カルテ等において、フルコスト情報を用いた評価を行うためには、別途数値を集計する必要があると煩雑である。また、集計したとしてもその数値に信頼性を付与するための方針が課題である。

抜式簿記により財務書類を作成していれば、建物等の資産ごとのフルコスト情報を資産コード等により自動的に集計することが容易になり、また、公表財務書類との関連性も明確で、一定の信頼性が確保される。

関連情報：

- ・ 日経 BP 社、日経アーキテクチュア 2013 年 8 月 10 日号
- ・ 千葉市「資産カルテの公表」：
<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shisan/shisankaite.html>

4. 維持管理更新費用の把握

意見(II-4)
インフラ資産・公共施設全体について、将来の維持管理・更新に係る費用を概算でも推計して把握すべきである。その推計による年間の維持管理・更新費と現状の財政状況を比較して、将来見通しを把握することがアセットマネジメントの第一歩となる。

県全体の社会資本の維持管理・更新計画を策定するに当たっては、将来コストを把握することが必須の作業となる。山梨県では、橋梁・県営住宅を除いて、インフラ資産、公共施設全体の維持管理・更新に係る将来コストは把握されていない。アセットマネジメントの第一歩として、各施設のライフサイクルコストを算出し、全体の将来見通しを得るべきである。

例えば、神奈川県は公共施設（県有施設、都市基盤施設）について、将来の維持修繕コストを推計している。その結果、今後 30 年間にわたる維持修繕コストの総額は約 2

兆 2,777 億円、単純平均で年間 759 億円と算出されている（図 II-7）。直近 3 年間の平均が年間 420 億円であり（図 II-9）、インフラ資産の経費に比べて公共施設の経費が加速度的に増大していくことを踏まえると、現在の予算水準では公共施設を保有していくことは不可能と推定されるため、神奈川県は、今後、公共施設の維持管理・更新計画を抜本的に見直すことになる。

図 II-6 神奈川県の県有施設ストックの状況（建設年度別床面積）

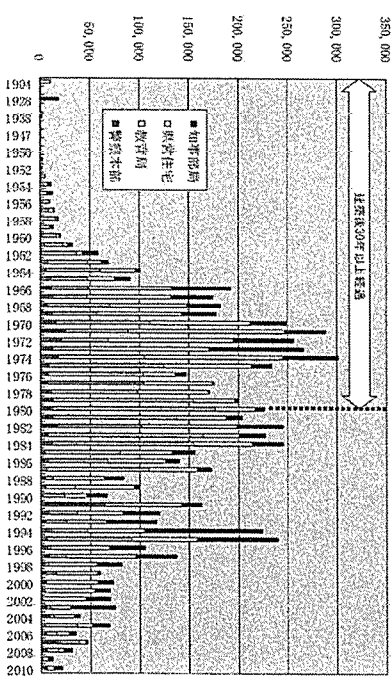
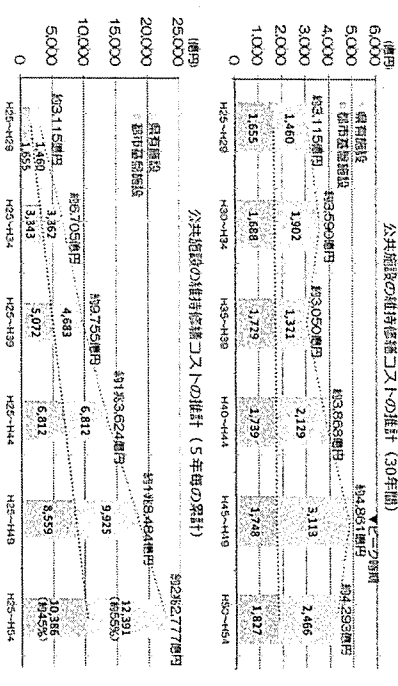


図 II-7 神奈川県の公共施設維持修繕コストの将来推計



(資料：神奈川県)

図 II-8 神奈川県内の維持修繕費の将来推計の施設区分別内訳

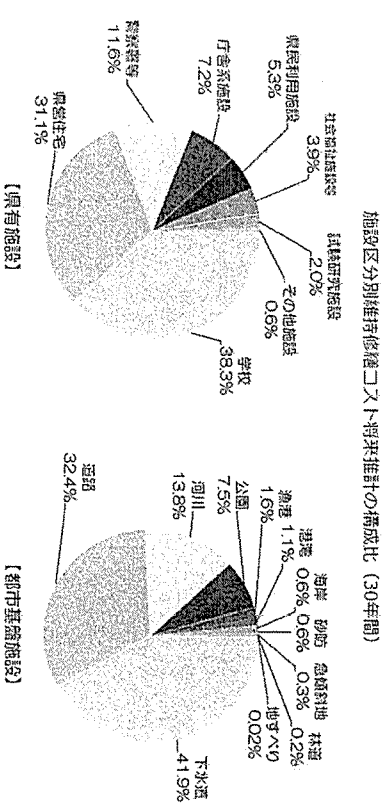
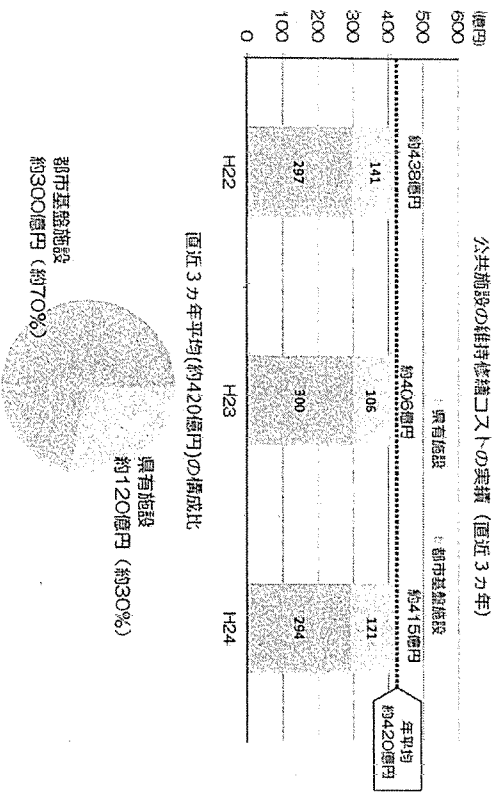


図 II-9 神奈川県内の直近3カ年の維持修繕コストの推移

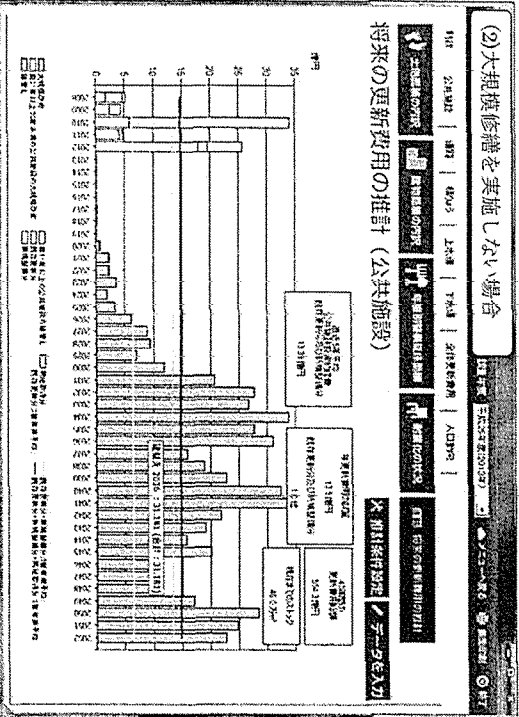
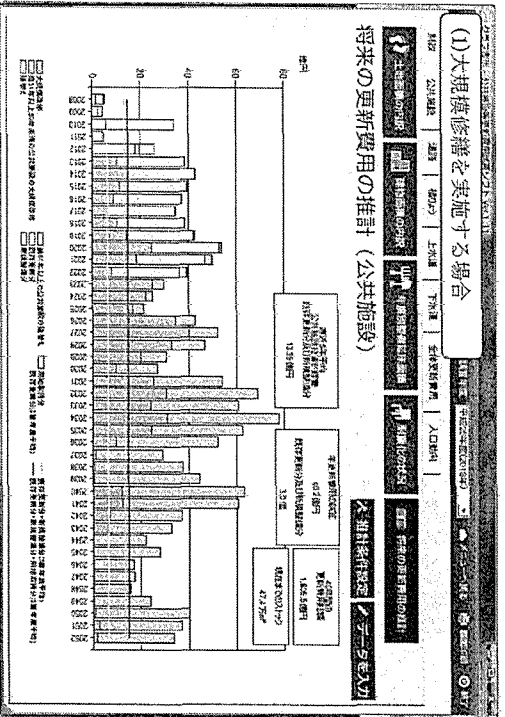


将来コストを把握するためのツールとして、総務省が、公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用を推計できる「公共施設更新費用試算ソフト」を公開している。対象と

なるのは、学校、病院等の公共施設、並びに道路、橋梁、上水道及び下水道のインフラ資産である。市町村の利活用が想定されているが、本ソフトを適宜応用すれば、県レベルでも利活用できる。

図 II-10 は、総務省ソフトを利用して山梨県立の高等学校の将来更新費を試算したものである。試算の結果、年間更新費は40.2億円(大規模修繕を実施する場合)、14.7億円(実施しない場合)となっている。一方、山梨県の直近5年の投資的経費は平均13.4億円である。最近の投資的経費の水準では、大規模修繕は実施できないことになる。大規模修繕を実施しなければ、施設の機能が維持できなくなる恐れは大きい。また直近の投資は補正予算によって平均値が押し上げられた結果であり、計画的な投資の結果とは言い難い。試算は入手データからいくつかの仮定を設けて実施したものであるが、県でもインフラ資産、公共施設毎に試算を実施し、計画的な更新の方向性を打ち出すべきとなる数字を把握すべきである。

図 II-10 総務省ソフトによる山梨県・学校施設更新費の将来推計



5. 長寿命化計画、維持管理実施計画の策定

意見(II-5)
 アセットマネジメントの一環として、県が将来にわたって保全するインフラ資産・公共施設について、中長期の長寿命化実施計画、あるいは維持管理実施計画を早期に策定すべきである。策定した計画については、数年(3~5年)おきに見直し、実施状況を反映してローリングしていく必要がある。

アセットマネジメントシステムの中で、インフラ資産や将来にわたって維持管理していく公共施設については、長寿命化実施計画、または維持管理実施計画を策定し、計画的に施設を管理していかなければならない。山梨県では既に橋梁、県営住宅について、長寿命化実施計画が策定されている(表II-11)。トンネルについては、今年度中に維持管理実施計画が策定される予定である。学校関係施設や学術文化財関係施設等、他の施設については未策定であり(表II-12)、早急に計画策定が望まれる。

表 II-11 山梨県の中長期計画

分野	名称	策定年	概要
橋梁	山梨県橋梁長寿命化実施計画	2010	1,798 橋に対して予防保全型管理に移行した場合、今後 100 年間に要する事業費は約 1,950 億円であり、従来の管理方法に比べて、約 6 割コスト削減が見込める。
トンネル	山梨県トンネル維持管理計画	2014 (予定)	
公営住宅	山梨県公営住宅等長寿命化計画	2009	県営住宅 346 棟、約 7,000 戸に對してこれまでの対応策法的な維持管理から予防保全的トの縮減及び事業の標準化を目指す。

表 II-12 中長期計画に対する各部署の考え

部署	対象財産	ヒアリング結果
財政課		長期維持管理・更新計画は将来の必要性は認識しているが、全資産の把握が現実的には難しい。
管財課	本庁舎、職員宿舎	平成 27 年度までに耐震化を完了させ、その後アセットマネジメントを考えている。現在は、近隣県と情報交換するなど、準備段階にある。
警察本部 会計課	警察署、駐在所、交番、待機宿舎、公會 ほか	長期修繕計画はない。必要性は感じている。
建築住宅課	県営住宅	長寿命化計画を策定済み。
学校施設課	県立高等学校	長期修繕計画は耐震化完了後の課題という認識。
学術文化財課	美術館、文学館、博物館、考古博物館	各館ごとに担当者が新島等の交換時期等を設備ごと等に把握し、データ管理することで中長期的な修繕の目安としている。

(総務省「公共施設更新費用試算ソフト」により試算)
 関連情報：
 ・ 神奈川県「県公共施設の見える化(維持修繕コストの現状と将来推計)」
 ・ 総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算」

部署	対象財産	ヒアリング結果
障害福祉課	障害者施設	中長期計画は策定していないが、緊急度や危険度を考慮し、必要は修繕は、速やかに対応している。
社会教育課	科挙館、図書館、青少年センターほか	故障した部分に付して、対応策的に修繕を行っているのが現状である。
道路管理課	橋梁、トンネル、道路付属物、舗装ほか	橋梁で長寿命化実施計画を策定済み、トンネルは平成25年度中に策定予定、道路付属物は平成25年度に策定着手、舗装については検討中。

さらに、策定した計画については、必ずしも計画通りには予算執行されないと予想されるため、数年(3~5年)おきに見直し、最新の状況を反映して計画をローリングしていく必要がある。

6. 県民への情報公開

意見(II-6)
必要不可欠な社会資本の機能維持には一定の公共投資が必要であること、ある部分では公共サービス水準を低下させざるを得ないことなどに関し、県民の理解を得るために、インフラ資産・公共施設に関する情報は可能な限り、県民に公開することが望まれる。

全国社会資本(インフラ資産、公共施設)の老齢化、老朽化が進んでいる。経済成長、人々の生活を支えてきた社会資本の機能維持は社会全体の課題である。山梨県でも状況は同様である。現状を「見える化」し、必要不可欠な社会資本の維持には公共投資が必要であること、学校統合による通学時間の増大や施設廃棄など、ある部分では公共サービスが低下せざるを得ないことを、県民に理解してもらうことが必須となる。

“見える化”に積極的な自治体は多くなっている。神奈川県は今後30年に社会資本に掛かる維持修繕コストを推計し、情報公開している。千葉市は保有する875の公共施設に対して「資産カルテ」を作成してホームページで公開している。いずれも情報公開の目的は共通している。県民・市民に、公共施設(ハコモノ)を減量せざるを得ない状況を理解してもらうことである。

現状を情報公開することによって、住民のインフラ資産、公共施設への監視が強まり、管理・運営に支障を来す場面が増えるのではないかとという危惧が運営側にはあるかもしれないが、むしろ社会資本に対する県民の関心が高まり、地域ぐるみの維持管理・運営への機運向上、民間のノウハウを生かす機会拡大、ICPを中心にした新技術導入の契機拡大という、プラスの側面を積極的に評価すべきであろう。

7. 総合的・横断的部署の設置

意見(II-7)
アセットマネジメントの観点から、インフラ資産・公共施設の管理・運営を総合的・横断的に担う部署を設けることが望まれる。

限られた財政の中で効率的・効果的に社会資本を維持管理・更新していくためには、各課所管施設の状況を把握し、各課管部署との連携・支援、財政部門との予算付けの調整を、権限を持って実施する専門部署(例えば、アセットマネジメント推進部)を設置する必要がある。

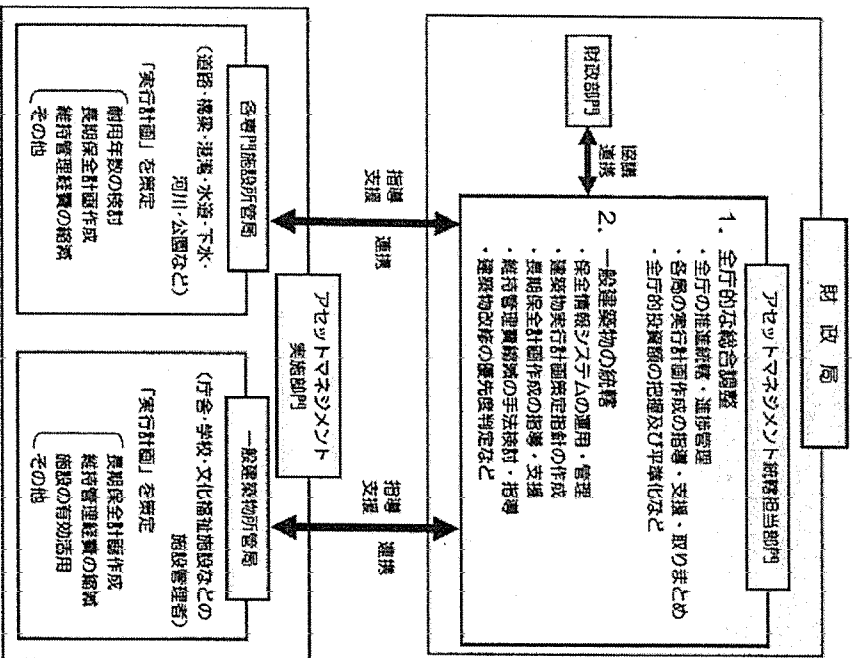
ただし、インフラ資産と公共施設では公共サービスの性格が異なる。インフラ資産(道路、橋梁、トンネル等)は文字通り、社会基盤となる施設であり、利用者の多寡によらず公共サービスを提供し続けなければならない。一方で、公共施設(庁舎、公営住宅、社会福祉施設、学校等)は、人口減少の地域社会にあつては統合(集約・複合)や、民間事業者が代替可能な施設に関しては民間への売却も選択肢となり得る。しかも、神奈川県は維持管理・更新コストの将来推計に示されているように、一般的にインフラ資産に比べて公共施設のコストは急激に増大していくと考えられている。そのため、特に公共施設のマネジメントの重要性が大きくなる。

自治体のアセットマネジメント関連の専門部署の設置について、インフラ資産と公共施設では性格が異なるため、組織を別々に作る場合と、別々に作つてその上に統合する組織を作るケースが考えられる。青森県が前者の例である。福岡市は後者の例であり、インフラ資産と公共施設を一体に管理する専門部署「アセットマネジメント推進部」を設置している(表II-13、図II-14)。

表II-13 自治体のアセットマネジメント関連組織

自治体	部署名	対象施設
青森県	県土整備部道路課・橋梁アセット推進グループ・アセットマネジメント推進チーム	橋梁
福岡市	総務部財産管理課	県有施設(公共施設)
	アセットマネジメント推進部	各専門施設(インフラ資産) 一般建築物(公共施設)

図 II-14 福岡市のアセットマネジメント組織



(資料：福岡市のホームページから)

8. 中长期財政シミュレーションの策定

意見(II-8) 山梨県では、例年、中期的(5年間)な財政見通しを策定・公表しているが、実現可能性のある長寿命化計画、維持管理実施計画の策定のためには、将来の不確実要素に関し、一定の仮定を置いて、県全体の中期の財政シミュレーションを行うことが望まれる。また、シミュレーションの結果に基づいて、維持管理更新費用に割ける財源の水準を各課に示すことが適切である。

前述のとおり、アセットマネジメントにおいては、現有資産の実態把握後に、長寿命化計画や維持管理実施計画を策定することとされている。その際、考慮しなければならぬ事項は財源である。将来的には人口減少により歳入の大きな増加は見込まず、維持管理更新費用以外にも高齢化による社会保障費等の他の歳出の増加が予想されている。そのため、単に将来の維持管理更新費用を見積もるだけでは、財源が不足し、長寿命化計画や維持管理実施計画が実現不可能な計画となる可能性がある。

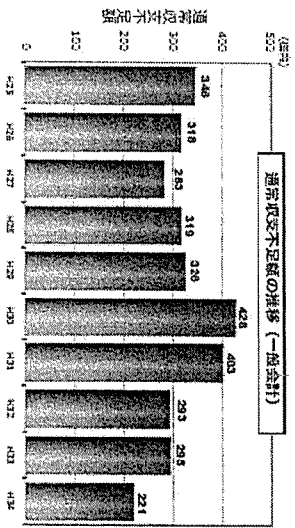
現在、県は5年間の中期的な財政見通しを策定し、例年2月に「山梨県財政の中期見通し」として公表しているが、それ以上の期間にわたる財政見通しは策定していない。これでは、各課が長寿命化計画や維持管理実施計画を策定しても、財源の見通しが不透明であるため、実現可能性を判断することは不可能である。長期的な見通しを策定するには、知事の任期終了による県の方針の変更や、国の方針の動向等、不確実な要素が多いのも確かである。そのため、予測される一定の仮定を置きながら、県全体の歳入と歳出に係る中长期の財政シミュレーションを行うことが適切である。当該シミュレーションにより、維持管理更新費用に割ける財源の水準が判明するため、各課はこの財源見通しを受けて、実現可能性を持った長寿命化計画や維持管理実施計画の策定を行うことができる。また、判明した財源見通しでは資産の維持更新が困難になる見込みであれば、さらに抜本的な財源確保を検討する、または、資産の集約化、廃止等も含めた抜本的な長寿命化計画や維持管理実施計画の策定を行う等のアセットマネジメントを行うことで、実現可能性を持った長寿命化計画や維持管理実施計画の策定が可能となる。

したがって、実現可能性を持った長寿命化計画や維持管理実施計画を策定するためには、県全体の中期の財政シミュレーションを行い、シミュレーションの結果に基づいて、維持管理更新費用に割ける財源の水準を各課に示すことが重要である。

例えば、大阪府は、将来世代に負担を先送りしないため、不用地等売却代、財政調整基金などの「補てん財源に依存」するのではなく、「収入の範囲内で予算を組む」ことを原則とし、市政の抜本的改革を進め、「通常収支(単年度)の均衡」を目指すこととしている。そのため、今後10年間の財政収支を一定の仮定により試算することで、通常収支(単年度)の均衡のために必要となる収支改善の目安を示している。

- 一定の仮定としては、以下の通りとしている。
- 市税は「経済財政の中期試算」(平成24年1月内閣府)で示された模範ソナリオの指標により試算。地方消費税増税の影響は織込まない。
- 人件費は、平成25年度当初予算に反映した給料カット、退職手当支給水準の見直しなどを織込む。
- 社会保障費関係は、高齢化等による自然増を織込む。
- 平成25年度当初予算の新規・拡充分(学校教育ICP活用事業、塾代助成事業など)の増減を織込む。

図 II-15 通常収支（収支不足）の状況とその対応（大阪市）



○通常収支（単年度）の均衡に向け、引き続き市政改革プランや府・市による広域行政・二重行政の一元化を着実に実現していくとともに、更なる自律的な改革に取り組み、補てん財源に依存せず、収入の範囲内で予算を組むことを目指し、持続可能な財政構造の構築を図る必要がある。

（出典：大阪市のホームページから）

9. 予算編成に関するワークフローの明確化及び優先順位指標の設定

意見（II-9）
 アセットマネジメントを効果的に運用するためには、各部署が財政部門に対して予算要望する際のワークフローを明確にしておく、これを確実に実践することが必須である。そのなかで、各部署において予算要望に優先順位を付けるための指標（同一資産・施設間、異なる資産・施設間）を整備することが望まれる。さらに、予算要求の根拠、財政当局の査定の結果をデータとして残し、当該年度に予算措置がされなかった事業については、次年度以降に再検討することが望まれる。また、こうした一連のワークフローを、文書に残しておくことも必要である。

山梨県の予算編成に関しては、現状においても、一定の内部手続が定められており、これに従って予算が編成されている。しかし、現状の予算編成手続は、アセットマネジメントが意識されたものではない。そこで、アセットマネジメントに着目して、特に留意すべき事項を以下に記載する。

各部署が財政部門に対してインフラ資産、または公共施設の維持補修工事の予算要望をする場合において、アセットマネジメントを有列に機能させるために実践すべきワー

クフローは下記のとおりである。

- ① 点検結果等を基にしたインフラ資産、公共施設の把握
- ② 中長期計画（長寿命化実施計画、あるいは維持管理実施計画等）と①の結果との整合を調整する（必要に応じて、計画を事態に合わせて修正する）
- ③ 橋梁、公営住宅等、同一資産・施設の間でトレードオフを踏まえた維持補修工事の優先順位付けを行う（そのために、予め同一資産・施設間の優先順位を評価するための指標を整備しておくこと）
- ④ 部署によっては、異なる資産・施設（道路管理課における橋梁とトンネル、営繕課における県営住宅と学校）の間でトレードオフを踏まえた維持補修工事の優先順位付けを行う（そのために、予め異なる資産・施設間の優先順位を評価するための指標を整備しておくこと）
- ⑤ 財政部門に予算要求する
- ⑥ 予算措置がされなかった事業の翌年度での実施を検討する（→①～⑤）

現状では、各部署とも上記の一連のワークフローが明確化・文書化されている状況には至っていない。特に、③、④の段階における優先順位付けのための指標が整備されている部署はない。各インフラ資産、公共施設の特質に相応しい指標を整備して、優先順位の決定に関する根拠を明確にしておくことは、限られた財源を効果的・効率的に活用するために重要であるだけでなく、効果的・効率的活用が実践されていることを内外に示すためにも重要である（各部署における予算編成、全庁的な予算折衝、住民への説明、など）。そのため、一連の作業の内容を文書・データで保存しておくことが必須である。また、職員が数年単位で部署を異動するという事情を勘案すれば、このような文書等の保存は、業務の円滑な引き継ぎに大きく寄与するものであり、この点からも必要性は高い。

なお、優先順位付けの際に考慮すべき指標として一般的に考えられる項目を以下に示した。

公共施設	インフラ資産
耐震性の状態	構造、機能面の状態
危険箇所の程度	対策工事の緊急性
法的な必要性	資産の規模
バリアフリー化	資産の代替性
省エネ、環境対策	対策工事実施による効果

10. 台帳の適切な入力

山梨県の公有財産は、すべて公有財産台帳に記載され、異動等が生じた場合には、遅滞なく適切に当該台帳の情報を更新することとされている。従って、公有財産台帳は、

県の財産の状況を把握するための重要な書類といえる。また、公表する財務書類の作成においては、公有財産台帳のデータを使用して償却計算などを行っている。
 このような公有財産台帳の重要性を踏まえ、その運用状況を確認するために、公有財産台帳の閲覧、関連書類との照合、関係者への質問などを実施した。以下に、その結果を記載する。

(1) 公有財産台帳のデータ

公有財産台帳の整備について(通知)(総務部長通知 平成15年4月1日付 管3第421号)(以下「総務部長通知」という。)と公有財産台帳の建物の資産データを参照した結果を記載する。

① 取得価格

意見(II-10-1(1)①)
 建物の増築、改築が行われた場合の取扱いとして、総務部長通知では、「取得価格」の見直しを求めていると解釈できる。しかし、公有財産台帳では「取得価格」の見直しが行われていない。
 「建物価格」の見直しは行われており、これと同様に、「取得価格」にも、増築、改築の事実を反映させることが望まれる。

取得価格は、総務部長通知の「4 各台帳別の記載事項 (3) 建物明細 ②明細の内容」ウ「取得価格」に「3 公有財産台帳の記載 (12) 公有財産台帳登録価格」であるとしている。また、総務部長通知の「(13) 公有財産登録価格 ③工事に係る場合」ウ「改築」では、改築した場合の那公有財産台帳登録価格が新しい取得価格を規定している。また、総務部長通知の「(14) 公有財産台帳登録価格の改定」について価格改定を規定している。これらの規定から、取得価格は、公有財産登録価格であり、増築または改築した場合は、『改築に要した費用+旧台帳価格』の結果が新しい取得価格と解釈できる。

- 公有財産台帳の整備について(通知)(総務部長通知 平成15年4月1日付、管3第4-21号) (抜粋)
- 3 公有財産台帳の記載(各台帳に共通する記載事項)
 - (13) 公有財産台帳登録価格
 - ③ 工事に係る場合
 - ウ 改築
 - (イ) 既存の建物の一部を撤去して、構造・用途・規模の著しく異なら

ない建物を造る場合
 新公有財産台帳登録価格＝改築に要した費用(建物の価値の増加にならない費用等を控除)＋旧台帳価格×(改築しない部分の面積/改築前の床面積)

(14) 公有財産台帳登録価格の改定

公有財産事務取扱規則第48条第1項の規定に基づき、5年ごとにその年の3月31日現在において公有財産を評価し改定するものとする。
 公有財産台帳登録価格改定は、行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定に影響するため、換算年にわたり許可する場合は、できるだけ使用許可期限を改定年度末に合わせるようにするものとする。

なお、前回の公有財産台帳登録価格改定は、平成14年3月31日において実施している。

4 各台帳別の記載事項

(3) 建物明細

② 明細の内容

- ウ 取得価格
 - 3 公有財産台帳の記載(各台帳に共通する記載事項)(12)公有財産台帳登録価格に基づき記載するものとする。

公有財産台帳(建物明細)には、取得価格の他に、価格改定後の建物価格があり、建物の改築を行った場合、異動増減には価格改定、改築、増築の履歴が記載されている。改築した費用は建物価格に加味され、価格改定の対象となるが、取得価格に反映されな

例：建物名称：部室◆2(旧柔道場) 口歴名：巨摩高等学校

大正14年に取得価格が3千円で新築し、平成元年に改築を行い、改築費用が5,322千円かかり、建物価格が5,407千円となったが、取得価格は3千円のままである。

財政課は管財課から、公有財産管理システムからエクスポートした公有財産データの提供を受け、資産評価、減価償却費の計算を行っている。大正14年に取得価格が3千円で新築し、耐用年数が60年の建物としている。改築が行われた場合に建物価格は改築費用は加味されるが、資産評価、減価償却費の計算の基となる取得価格に反映されていないため、当初取得時の取得価格で資産評価、減価償却費の計算を行っている。

② 耐用年数

意見(Ⅱ-10-(1)②)
建物によっては、耐用年数経過後も建物を継続して使用する場合が想定される。耐用年数を超過した建物に対して増築又は改築を行った場合、当該増築又は改築に対する支出(資本的支出)に対して耐用年数の見直しが行われていない。
耐用年数を超過した建物に対する耐用年数の見直しについて、総務部長通知に記載を追加することが望まれる。

総務部長通知の「3 公有財産台帳の記載 (15) 耐用年数」で増築又は改築の場合の耐用年数の見直しについて規定している。そこでは、耐用年数は、増築又は改築を行った部分の床面積の割合で見直しを行うと規定されている。しかし、耐用年数経過後も使用を継続している建物の場合、耐用年数の見直しに関する規定がない。

公有財産台帳の整備について(通知)(総務部長通知 平成15年4月1日付、管3第4-21号) (抜粋)

3 公有財産台帳の記載(各台帳に共通する記載事項)

(15) 耐用年数

① 増築又は改築を行った建物の耐用年数は、次のとおりとする。

ア 増築又は改築後の総床面積に対する、増築又は改築を行った部分の床面積の割合(以下「総床面積に対する割合」という。)が5割を超えた場合、用途及び構造は、増築又は改築部分の用途、構造に変更し、耐用年数は、新築した場合と同様に設定するものとする。

イ 総床面積に対する割合が3割以上5割以下の場合、用途及び構造の変更はないものとし、耐用年数は残存年数に超過年数の3割を合算して得た年数とする。

ウ 総床面積に対する割合が3割未満の場合は、用途及び構造並びに耐用年数の変更はないものとする。

エ 超過年数を計算する場合において、1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

耐用年数経過後も使用を継続している建物に関し、資本的支出(資産の使用可能期間を延長させたり、機能や価値を高めたりする支出)が発生した場合、価格改定、減価償却の対象とならない。そのため、価格は増築または改築した費用を加味した価格が設定されたまま変更されない。当該支出による効果等を耐用年数に反映させ、適切に時価評価の価格の設定、減価償却費の償却を行うために、耐用年数の再設定の規則を設ける等の見直しを行うことが望まれる。

例：建物名称：部室◆2(旧柔道場) 口座名：巨摩高等学校
大正14年に新築し、平成元年に改築をしているが、耐用年数が過ぎているために、耐用年数の見直しは行われていない。

③ 価格改定

意見(Ⅱ-10-(1)③)
耐用年数経過後の建物に増築又は改築を行った場合、増築又は改築に要した支出が建物価格としてそのまま承認されており、価格改定が行われていない。
耐用年数が過ぎた建物に対する価格改定について、総務部長通知に記載を追加することが望まれる。

価格改定は、5年ごとに実施されているが、耐用年数が過ぎた建物には価格改定が行われない。価格は売り払う時に使用する時価評価の価格である。耐用年数経過後に増築、または改築した建物に対する価格改定の規定がなく、価格改定が行われていない。即ち、増築、または改築に要した支出がそのまま建物価格として加味され、承認される。そのため、売り払う場合には、時価評価の価格とかけ離れた価格となってしまう。
耐用年数経過後も使用を継続している建物に関し、増築または改築に関する価格改定の規則を制定することが望まれる。

例：建物名称：部室◆2(旧柔道場) 口座名：巨摩高等学校
耐用年数が昭和59年に来ており、平成元年に改築したが、その時点での建物価格が5,407千円で、平成24年度末においても5,407千円のままであり、価格改定が行われていない。

(2) 公有財産の資産番号

意見(Ⅱ-10-(2))
公有財産台帳の各資産には、名称、種目、取得日、取得価格、所在地、用途、主務課等の情報があるが、資産番号は、資産を個別に特定するために必要な項目である。また、資産の脚印しを行う場合には、台帳との整合性を検証するためにも必要な項目である。
資産番号制度を導入し、資産には資産番号を添付することが望まれる。

現在の公有財産管理システムの資産には、名称、種目、取得日、取得価格、所在地、用途、主務課等の情報はありますが、資産番号が付与されていない。実務上は、名称、取得価格、所在地等で個々の資産を特定するという運用がされている。そのために、公有財

産管理システムに同一の名称が登録された場合には、個々の資産を特定することができない場合が想定される。特に、同一名称、同一価格の公有財産が2つ以上登録された場合には、特定がより困難であると想定される。また、現在は実施されていないが、公有財産の棚卸し（実在性の確認）を行うことになった場合には、資産を個別に特定するために資産番号が必要な項目である。資産に対して資産番号を付与するとともに、資産番号シールが貼付可能な資産については、資産番号シールを貼付して公有財産の所在が分かるように管理することが望まれる。

(3) 公有財産管理システムへのデータ入力の正確性・適時性

意見(II-100-(3)①)
公有財産台帳は、現状の規則等に依って情報が登録されていれば、基本的には、登録漏れ、登録情報の誤りは、生じないものと思われる。しかし、公有財産台帳（データ）を閲覧したところ、「軽微な運用不備」というレベルを超えた報告漏れが生じていることが判明した。総務部長通知では、取得及び異動が発生した時にはその都度速やかに公有財産移動報告書を総務部長に提出することとされている。なお、年1回、各部署により公有財産台帳の内容確認が実施されるが、これは日常的な業務を補完する位置づけで実施されるものであり、第一次的には、日常的な業務が適切に運用されることが重要である。報告漏れが発生する根本的な原因を分析し、公有財産台帳が適時・適切に作成されるよう、対策を講じることが望まれる。

指摘(II-100-(3)②)
公有財産台帳の一部を閲覧したところ、下記の誤りについて、訂正されていないことが判明した。
主務名称：総務部防災危機管理課
口座名称：防災備蓄倉庫（北巨摩合同庁舎）
建物名称：防災備蓄倉庫
期中建物価格：(調) 861,784千円→(正) 861千円
なお、当該事項は公有財産台帳の網羅的な点検により発見された事項ではなく、公有財産台帳の一部閲覧により判明した事項である。従って、上記以外にも同様の例が存在する可能性がある。公有財産台帳の定期的内容確認の運用状況が適切であるかを確認すべきである。

公有財産台帳への情報の登録については、下記の定めに従い、該当する財産を所管部署にて異動報告書を作成し、当該部署の責任者を経て、管財課に提出され、管財課にて公有財産管理システムに情報が登録される。(なお、学校施設課、警察本部会計課が所管する財産はそれぞれの課で登録される。)

山梨県公有財産事務取扱規則 (抜粋)

(移動報告)
第50条 課長及びかい長は、その管理に属する公有財産について、増減又は移動（次項に規定するものを除く。）のあったときは、直ちに第11号様式の公有財産移動報告書にその事実を証する書類を添えて主管の部長を経て総務部長に提出しなければならない。

当該規則に定める移動報告書に関しては、異動が生じた都度速やかに提出すること、正確に公有財産台帳への記載すべきことが、総務部長から通知されている。

公有財産台帳の整備について (通知) (総務部長通知 平成15年4月1日付、管3第421号) (抜粋)

6 公有財産台帳記載上の留意事項

- (1) 公有財産台帳は、公有財産の現況を的確に把握し、財産管理を適正に行うために備えるものであるから、課長及びかい長は、公有財産に取得、処分等の移動が生じた場合は、その都度速やかに公有財産台帳に記載するとともに、総務部長へ公有財産移動報告書を提出するものとする。
- (2) 公有財産台帳の記載にあたっては、公有財産の異動が生じた原因となる関係書類及び図面等と公有財産の現状とを確認の上、正確に誤りのないようにするものとする。

また、管財課での情報入力の正確性を点検する目的で、年1回、各所管部署による公有財産台帳の内容確認を実施している。

公有財産台帳等の整備に係る各所属長の業務について (通知) (総務部管財課長) (平成20年12月11日) (管 第3434号) (抜粋)

2. 公有財産台帳の確認

管財課では、各所属から提出された移動報告書の内容を公有財産管理システムに入力し、毎年一回、公有財産台帳を職員ポータル上で更新します。更新が行われた後は、直ちに管財課から内容確認の依頼通知を送付しますので、移動報告の内容が正しく入力されているかの確認をお願いします。

こうした運用が適切になされている限り、公有財産台帳は、適切に公有財産の情報を記録しているものと考えられる。これを確認するべく、公有財産台帳の作成機能を果たす公有財産管理システムから資産データを入手し、資産データの検証を実施した。公有財産管理システムの資産データを閲覧したところ、「最新異動事由」に、「誤り訂正」の報告漏れという記載が見えられた。誤った資産データが登録されていたケース、

適切に作成されるよう、登録データの精度を向上させるための対応を実施すべきである。こうした不備は人的な作業が介在することが原因である場合もある。その場合、財務会計システムの支出情報（公有財産の取得に関する支出情報）が公有財産管理システムへ人手を介さずに転送される仕組み、即ち、システム間連携の仕組みが防止策として機能する可能性がある。また、山梨県公有財産評価要領では、時価倍率、耐用年数、残存率、残存価格等の係数を考慮して価格改定を実施する旨が定められているが、公有財産管理システムの機能追加により計算の自動化が図れる可能性がある。システムを活用して、情報の適時性・正確性、業務の有効性・効率性を果たすことができる場合もあるため、幅広く対応策を検討することが望まれる。

また、建物の資産データの検証の過程で、下記の誤りが検出された。

主務名称：総務部防災危機管理課
 口座名称：防災備蓄倉庫（北巨摩合同庁舎）
 建物名称：防災備蓄倉庫
 期中建物価格：(誤) 861,784 千円→(正) 861 千円

本発見事項は、登録金額単位の単純な誤りであると推察されるが（公有財産台帳は千円単位で入力されること千円単位で入力されていた）、公有財産台帳の一部のみの閲覧により判明した事項であり、上記以外にも同様の例が存在する可能性がある。前述のとおり、公有財産に関しては、異動時のルールが定められているだけでなく、定期的な点検もルールとして定められている。本発見事項は、この点検によってなお発見されなかった誤りと言える。

公有財産台帳の定期的内容確認の運用状況が適切であるかを確認すべきである。

(4) 各所管部署における公有財産台帳の登録等に関する発見事項

公有財産台帳への入力に関して、全般的な現状を(4)で記述しているが、別途、一部の公有財産所管部署において、公有財産台帳のサンプルテストを実施した。以下に、所管部署ごとに内容を記載するが、あくまでサンプルテストの結果であり、同種の事項は、該当部署以外にも含まれている可能性がある。そのため、該当部署以外においても十分に留意されたい。

① 総務部管財課（内部研修用データ）

意見(II-100-(4)①)
 公有財産管理システムの資産データに、内部研修用のダミーデータの形跡が確認され

た。データ消去漏れなど正式な公有財産台帳に影響する可能性があるため、別途研修用の環境を整えて対応することが望ましい。

公有財産管理システムの資産データの一部を閲覧したところ、担当者研修用のダミーデータの履歴が確認された(表II-20)。

このデータの最新異動自由は「廃止」となっており財務諸表等に影響を与えていないものの、異動処理(廃止処理)を失念するなど公有財産台帳に誤った情報が掲載される危険があるため、正式な公有財産管理システムに研修用データを残すことは好ましくなく、別途研修用の公有財産台帳等で行うのが望ましい。

表II-20 公有財産台帳データから抜粋(単位：千円)

主務名称	用途名称	口座名称	異動更新日 (年月日)	最新異動事由	取得価格	建物 名称	建物 種目名称
総務部 管財課	宅地買地	旧北巨摩振興事務所所長公舎敷地	2011/04/01	廃止	1,400	ダミー	雑屋建

② 県土整備部建築住宅課（公有資産台帳への登録漏れ）

指摘(II-100-(4)②)
 完成年月日が漏属する年度の翌年度に公有財産台帳の異動更新がされている建物が検出された。
 明確な原因は不明であるが、部門間の連携の受け渡しの不備、公有財産台帳の定期確認の不備が認められるため、改善が必要である。

公有財産台帳に掲載されている建物は、完成年月日が漏属する年度の翌年度に異動更新されているものが検出された(表II-21)。これらに関し、県土整備部建築住宅課に質問したところ、年度内に総務部管財課に報告を行ったことであった。一方、総務部管財課においては、台帳登録に必要な書類が見あたらないため、登録を行うことができなかったとのことであった。

年度内に登録できなかった原因は不明であるが、少なくとも、部門間の登録関係書類の受け渡しに不備があったことが認められる。また、年1回の公有資産台帳の内容確認が十分に実施されていなかったことが認められる。規則等に依って、適切に公有財産台帳への登録を行うべきである。

表II-21 公有財産台帳データから抜粋(単位：千円)

主務名称	異動更新日 (年月日)	取得価格	建物名称	期中竣 建物価格	検査済 完成年月日	検査済 検査日
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,989	県営住宅白根団地 10号館	1,342	2011/10/11	2011/10/13

主務名称	異動更新日 (年月日)	取得 価格	建物名称	期中渡 建物価格	繰上償還 完成年月日	繰上償還 残高日
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,989	県営住宅白根団地 8号館	1,342	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,471	県営住宅白根団地 6号館	1,561	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,471	県営住宅白根団地 5号館	1,561	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,366	県営住宅白根団地 3号館	1,544	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,266	県営住宅白根団地 2号館	1,544	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,266	県営住宅白根団地 1号館	1,544	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	4,568	谷村団地3号館	2,725	2011/10/20	2011/10/25
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	3,235	谷村団地2号館	2,381	2011/10/20	2011/10/25
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	3,235	谷村団地1号館	2,381	2011/10/20	2011/10/25

③ 教育庁学校施設課 (寄附書類の入手漏れ)

指 摘 (II-10-1 (4) ③)
「山梨県公有財産事務取扱規則」では、寄附により取得した資産は寄附者から提出された書類をもって公有財産台帳に登録することが定められているが、当該書類に基づかずに登録されている建物が検出された。
結果的には、適時に公有財産台帳に掲載されたと考えられるが、定められた規則が遵守されるよう、事前に寄附者への働きかけを行うべきであった。

公有財産台帳に掲載されている寄附により取得した建物に、関連書類が適時に整備されていないものが検出された (表II-22)。当該建物に関しては、学校及び学校施設課とともに、寄附により取得されることを予め承知していた。2012年12月25日に建物が完成し、異動報告書が提出されたため、2013年1月に公有財産台帳に登録されている。

一方、学校施設課職員が寄附受納手続きの認識不足により、寄附者への提出書類の依頼が遅延したため、当該書類の提出は、2013年4月1日であった。結果として、公有財産台帳の登録と寄附者から提出された書類について年度が異なる状況となっている。

「山梨県公有財産事務取扱規則」第42条2項2号によれば「寄附に係るものは、寄附者から提出した書類をもって公有財産台帳に登録しなければならない」とされており、規則に合った処理がなされていない。公有財産台帳への登録は適時にされているが、予め寄附により取得することを承知していたのであれば、寄附関係書類を適時に作成・提出するよう寄附者に働きかけるなど、規則が遵守されるような対応をすべきであった。

表II-22 公有財産台帳データから抜粋 (単位: 千円)

主務名称	用途名称	口座名称	異動更新日 (年月日)	最新 異動事由	取得 価格	建物名称	期中渡 建物価格
教育庁 学校施設課 教育庁 学校施設課	公共用財産 高等学校 高等学校	甲府南 高等学校 高等学校	2013/01/21	寄附	160,526	文化創造館	6,174
教育庁 学校施設課	公共用財産 高等学校	甲府南 高等学校	2013/01/21	寄附	47,380	西館 (旧県庁科教室)	3,375

山梨県公有財産事務取扱規則 (抜粋)

(台帳の登録事項)

第四十二条 公有財産台帳は、その区分及び種目ごとにこれを調整し、必要な事項を登録しなければならない。

2 前項の登録事項は、次の証拠書類によりこれをしなければならない。

- 一 購入、交換、譲与又は売却に係るものは、その契約書及び評価調書
- 二 寄附に係るものは、寄附者から提出した書類
- 三 所管換え又は所属替えに係るものは、その引継書
- 四 行政財産の用途を廃止し、総務部長に引き継いだものは、その引継書
- 五 建物等の新築、増築、改築、新設、増設、移築等で請負工事に係るものは、その契約書及び工事関係書類、直営工事に係るものは、完成の明細書及び工事関係書類
- 六 財産の滅失、損傷その他前各号に掲げるもの以外については、その関係書類

④ 教育庁学校施設課 (譲与による土地の計上漏れ)

指 摘 (II-10-1 (4) ④)
「山梨県公有財産事務取扱規則」によれば、譲与により取得した土地は、適正な価額で公有財産台帳に登録されるべきであるが、登録されていない土地が検出された。規則等に従い、適切に公有財産台帳に登録すべきである。

譲与により取得した土地に、公有財産台帳に掲載されていないものが検出された (表II-23)。

「山梨県公有財産事務取扱規則」第45条6号によれば、個別に規定されている取得方法以外の方法で、取得した資産は適正な時価額で公有財産台帳に登録することが定められている。譲与はこれに該当するため、適正な時価額で登録すべきと判断される。

しかし、表II-23の土地は、全体のうち、購入分12,392千円(土地面積485.98㎡)のみが公有財産台帳に登録されており、譲与分(土地面積188.25㎡)については登録されていない。

「山梨県公有財産事務取扱規則」に則り、譲与分も適正な評価額で計上すべきである。

表Ⅱ-23 公有財産台帳データから抜粋 (単位: 千円)

業務名称	異動事由	土地取得日	口置名称	土地面積	土地価格	土地沿革
教育庁 学校施設課	譲与受入	2013/02/18	谷村工業 高等学校	671.28	12,392	平成25年2月18日 都留 市より譲与受入および購入 (671.28㎡のうち譲与受入 185.25㎡、購入485.98㎡)

山梨県公有財産事務取扱規則 (抜粋)

(台帳登録価格)

第四十五条 公有財産台帳に登録すべき公有財産の価格は、次の各号に掲げる区分によらなければならない。

- 一 購入に係るものは、購入価格
- 二 交換に係るものは、交換当時における評定価格
- 三 取用に係るものは、補償価格
- 四 債券については、払込金額のあるものはその額
- 五 出資による権利については、出資金額
- 六 前各号に掲げるもの以外のものについては、適正な時価額

⑤ 教育庁学校施設課 (異動報告の提出漏れ)

指 摘 (Ⅱ-10- (4) ③)
公有財産に異動が生じた際には、異動報告書の作成・提出が求められているが、提出遅延及びこれに伴う公有財産台帳登録遅延が検出された。
「山梨県公有財産事務取扱規則」の周知が不十分であることが原因であるため、改めて周知すべきである。また、年1回の公有財産台帳の内容確認が適切に実施されていない可能性もあるため、改めて運用を徹底すべきである。

担当者が規則等を十分に理解していなかったことを原因にした台帳作成手続の不備が検出された。具体的に、異動報告書の提出遅延が検出された(表Ⅱ-24、表Ⅱ-25)。表Ⅱ-24は、正門外灯の取得が異動報告書によって報告されるべき事項であるところ、これを理解していなかったために生じたものである。また、表Ⅱ-25は、資産の処分が異動報告書によって報告されるべき事項であるところ、これを理解していなかったために生じたものである。なお、用途廃止報告はなされていたとのことである。いずれの検出事項も公有財産台帳への反映が遅れ、年度を越えて登録されている。

「山梨県公有財産事務取扱規則」の定め(公有財産の異動は異動報告書によって報告される)を周知徹底すべきである。また、当該事項は、年1回の公有財産台帳の内容確認によって検出されなかった。各所管課における内容確認がどのように実施されてい

るかを確認し、改めて実効性ある運用がなされるよう、徹底すべきである。

表Ⅱ-24 公有財産台帳データから抜粋 (単位: 千円)

業務名称	用途名称	口置名称	異動更新日 (年月日)	最新 異動事由	工作物 取得日	取得 価格	工作物 種目名称
教育庁 学校施設課	公共用財産 高等学校	山梨高等 学校	2012/11/3 0	報告もれ	2011/7/22 2	474	照明装飾

表Ⅱ-25 公有財産台帳データから抜粋 (単位: 千円)

業務名称	用途名称	口置名称	異動更新日 (年月日)	最新 異動事由	用途 廃止日	取得 価格	工作物 種目名称
教育庁 学校施設課	公共用財産 高等学校	甲府南高 等学校	2012/11/0 7	報告もれに よる繰	2006/1/29	3,63 6	かまど及びろ

山梨県公有財産事務取扱規則 (抜粋)

(移動報告)

第50条 課長及びかい長は、その管理に属する公有財産について、増減又は移動(次項に規定するものを除く。)のあったときは、直ちに第11号様式の公有財産移動報告書にその事実を証する書類を添えて主管の部長を經て総務部長に提出しなければならない。

⑤ 警察本部会計課 (担当者間の引継漏れ)

意 見 (Ⅱ-10- (4) ③)
公有財産管理システムの資産データに、本来計上されるべき年度と異なる年度に計上されている固定資産が確認された。
原因は担当者の引継漏れによるものであり、引継漏れが生じない方策を検討することが望ましい。

表Ⅱ-26の固定資産については、本来工作物取得日に計上されるべきものであるが、担当者の引継漏れにより計上されるべき年度に計上されていた。 「富士吉田地区独身寮」及び「安全運転学校都留分校」については警察本部会計課での引継漏れであり、「大月警察署都留分庁舎」については警備課での引継漏れである。引継漏れを防止する方策を検討することが望ましい。

表Ⅱ-26 公有財産台帳データから抜粋 (単位: 千円)

業務名称	口置名称	異動更新日 (年月日)	最新 異動事由	工作物取得日	取得価格	工作物種目名称
警察本部 会計課	富士吉田地区 独身寮	2013/03/29	引継もれ 発見監帳	2009/11/25	9,188	附帯

主務名称	口歴名称	異動更新日 (年月日)	最新 異動事由	工作物取得日	取得価額	工作物種目名称
警察本部 会計課	大月警察署 留分庁舎	2013/03/29	引籠もれ 発見登録	2010/03/23	661	水道
警察本部 会計課	安全運転学校 留分分校	2013/03/29	引籠もれ 委員登録	2010/03/23	5,160	水路・下水

(5) 資産データの各課での入力と承認

意見 (II-10- (5))
 公有財産管理システムへの入力権限を有するユーザーID は、管財課等、一部の部署にのみ付与されている。
 公有財産を所管する課に、入力権限を有するユーザーID を付与することにより、迅速な入力、正確な入力、充実した点検、資産データの積極活用が期待できるため、検討することが望ましい。

公有財産管理システムのユーザーID は、管財課、学校施設課、警察本部会計課に入力権限が付与されており、管財課に参照権限が付与されている。学校施設課、警察会計課では、資産の取得又は除却等が生じた場合、異動報告書を作成し、自ら資産データの入力・更新を行っている。一方、その他の公有財産を所管する課では、異動報告書を作成し、管財課に提出している。管財課では、当該異動報告書に基づいて、システムへの入力・データ更新処理を行い、管財課で承認している。
 異動報告が必ずしも適時に管財課に提出されないために、管財課が年度末に異動報告の提出を各課に周知し、取りまとめている。

(4)において、資産データの誤り訂正、報告漏れが散見される旨を記述しているが、資産を所管する課の多くが資産データの入力を自ら行っておらず、かつ公有財産台帳を活用した資産管理を行っていないため、正確な資産データを作成するという動機づけが低いという点も原因の一つであると考えられる。

公有財産を所管する各課において公有財産台帳の担当者を定め、当該担当者に情報入力権限を有するユーザーID を付与することにより、自動的にかつ適時に公有財産管理システムにデータ入力することが可能になる。これは、公有財産を所管する課が責任を持って入力を行い、管財課が異動報告書等により入力情報を検証および承認を行うという体制、即ち、迅速な入力と充実した点検機能を兼ね備えた体制を構築することができるということを意味する。結果として、適時に資産データの入力ができ、公有財産台帳は常に高い精度で最新の状態が保たれることになる。また、こうした体制は、公有財産を所管する課において、資産データに関する責任者意識の向上、それに伴う資産データ

の正確性の向上と資産データの活用意識の向上が期待される。
 公有財産管理システムのユーザーID の登録、更新、削除の規則を制定し、公有財産を保有する課の特定の課員に付与して公有財産システムにデータを適時に入力できる仕組みを構築することが望まれる。

1.1. 民間参入インセンティブの検討

意見 (II-11)
 厳しい財政状況の中で、指定管理者制度、PPP 手法を積極的に導入することによって、民間のノウハウを活用して公共サービスの実を上げつつ、維持管理費の削減を目指すことが望まれる。

財政難の自治体にとって、維持管理費等を一定の水準に抑えつつ、住民へ提供するサービスの品質を維持・向上させるためには、社会資本（公共施設、インフラ資産）の整備に民間の資本やノウハウを活用する PPP (Public Private Partnership＝官民連携) の導入が「待ったなし」の状況にある。一般的に、施設の所有者や双方のリスクの取り方の違いによって、表 II-27 に示すような多様な手法が考えられる。

表II-27 PPP手法の分類

民間活弁手法 (運営公共事業)	概要	施設所有	民間 リスク
(従来型業務委託)	公共セクターの管理の一部を民間事業者に委託する。指前監督権限は公共セクターにあり、民間事業者はサービス提供の位置づけ	公共	
包括的業務委託	公共施設の整備・所有・運営・維持管理全般の責任を行政が負う一方で、建設・維持管理に關する業務について一任的に民間事業者に委託する方式。道路管理の場合、道路の点検・補修に關する計画立案、小規模な修繕も含む。業務コストは、行政が委託費として民間に支払う。サービスレベルを性能保証し、複数年度にわたる契約にするため、経費の削減が可能になる。道路や上水道事業、工業用水事業などで活用が多い	公共	
指定管理督制度	公共セクターやその他の外部団体が担ってきた公共施設の管理・運営を、特別企業やNPO法人等に代行させることである制度。委託ではなく、行政からの依頼を受け、指定管理者は、公共セクターから指定管理料を受領する方法のほか、公共セクターの集積を得て自ら利益を収めることもできる。地方自治法第244条の2で規定されている	公共	
PPP	民間資金等を活用した公共施設の整備・運営・維持管理手法。PFI法(1998年施行)にのって長期の契約を締結し、事業形態としては、サービス購入型、独立運営型、混同型の3類型に分類される。事業方式としては、BOT方式、BOO方式、BOO方式がある。2011年4月に改定PFI法が国会で可決された	公共 または 民間	
BTO (Build Transfer Operate)	建設・資金調達を民間が担い、完成後は所有権を公共セクターに移転。その後は一定期間、運営を同一の民間に委ねる	公共	
BOT (Build Operate Transfer)	建設・資金調達を民間が担い、完成した施設を所有して運営する。契約期間終了後は、所有権を公共セクターに移転する	民間 ↓ 公共	
BOO (Build Own Operate)	BOTの原型であり、建設の契約期間終了後も民間が施設を所有し続ける	民間	
コンセッション方式	施設の所有権は公共セクターに残り、事業運営権を民間事業者に付与。民間が利用者料(金銭)源として契約期間中の建設・運営を担う手法。PFI法にインフラ施設への導入の密り込まれた。海外の事例は多い	公共	
(完全民営化)	民営化された法人の形態として、特殊法人、特殊会社等があるが、特殊会社において、その組織法の準則、国庫有様式の特典適用に至ると、同法上の一般法人となる(完全民営化)	民間	

現在、山梨県では53施設に指定管理者制度が適用されている。今回の外部監査対象施設は表II-28の通りである。

このうち、文化施設については、金銭的に指定管理者制度が馴染みにくいという判断がされており、例えば、美術館等では運営全般を指定管理者に委託するのではなく、施設等の維持管理、広報による利用促進(美術館等については、平成26年度からレストラン等飲食提供も含めて指定管理者に委託することが予定されている。)など一部の業務に限定して委託している。

平成25年9月にオープンした山梨県防災新館には、PFI(Private Finance Initiative)民間資金を活用した社会資本整備)が導入されている。財政状況を考慮すると、さらに多様な展開を図っていく必要がある。

表II-28 山梨県で指定管理者制度が採用されている施設(外部監査対象部署)

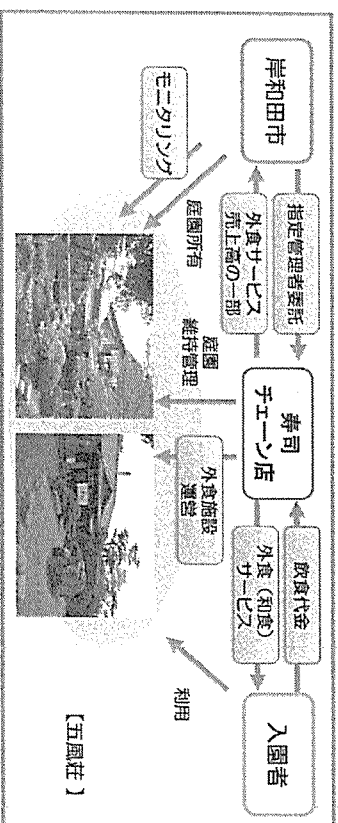
管轄部署	施設名	導入年度	指定期間(年)	更新年度	指定期間(年)
学術	美術館	2009	5		
	文学館	2009	5		
文化財課	芸術の森公園	2009	5		
	青い鳥福祉センター「青い鳥成人寮」	2006	10		
障害福祉課	梨の実寮	2006	10		
	あさひヴィークホーム	2006	10		
障害福祉課	聴覚障害者情報センター	2006	3	2009	5
	あけぼの医療福祉センター成人寮	2006	9年7月		
障害福祉課	あゆみの家	2006	5年3月	2012	5
	青精福祉センター成人寮	2013	5		
建築住宅課	特定公共賃貸住宅	2006	5	2011	5
	準特定優良賃貸住宅	2009	2年8月	2011	5
社会教育課	人ヶ岳少年自然の家	2006	3	2009	5
	なかとみ青少年自然の里	2006	5	2011	5
科学館	ゆずりばら青少年自然の里	2006	5	2011	5
	科学館	2006	3	2009	5
青少年センター	青少年センター	2006	3	2009	5
図書館	図書館	2012	4年5月		

全国でも公共施設に対して、様々な手法によって官民連携が実践されている。

例えば、岸和田市(大阪府)は岸和田城近くに市が所有する観光資源「五風荘」を有効活用するため、指定管理者制度を導入している(図II-29)。食文化発信の拠点とすることを基本方針に、契約期間を10年として指定管理者を公募した。指定管理者に選出された寿司チェーン店は、飲食サービスを提供するとともに庭園と建物を維持管理し、売上高の一部を市に納める協定を市と結んだ。施設は、平成21年9月にオープンし、開店後、年間概ね13万人が「五風荘」を利用した。市は、維持管理費(年間2900万円)の削減に加え、「五風荘」売上の一部と駐車場代等が収入となり、文化財保護等に

活用できた。庭園の維持管理費が削減できた自治体、飲食事業が拡大した民間企業、施設でのカーブス向上を享受できた市民と、3者がそれぞれにメリットを実現できた事例である。

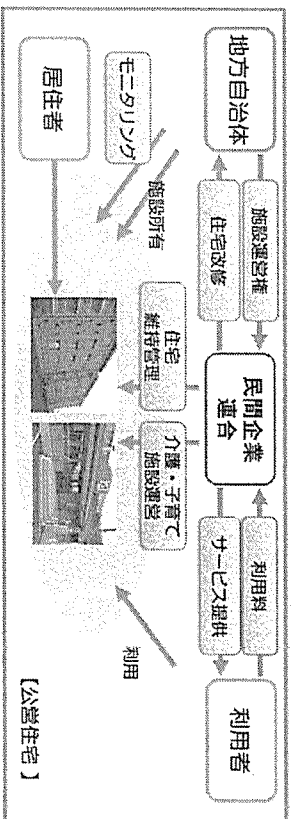
図 II-29 岸和田市「五風荘」における指定管理者制度の構図



(資料:「指定管理者制度による文化財の活用」(岸和田市商工観光課)をもとに作成)

また、公営住宅においても同様のスキームが考えられる(図 II-30)。自治体が、公営住宅と介護施設・子育て施設との一体的な運営を民間企業に委託するパターンである。期間は10~20年程度を想定する。民間企業は老朽化した共同住宅の改修費を負担し、敷地内の土地や住宅の一部を有料老人ホーム、サービスマン付き高齢者住宅、子育て施設に貸し出し、それらの収益によって、改修費を回収する。民間企業連合が期間内の改修費回収が難しい場合は、国の補助を受けたり、県が補助したりすることも考えられる。

図 II-30 公営住宅と介護・子育て施設との連携



一方、山梨県では道路分野での指定管理者制度や包括的維持管理はまだ導入されていない。

ない。今後、導入の可能性を検討すべきであろう。道路分野における維持管理の効率化や経費削減策として、全国ではいくつかの自治体が維持管理業務の包括的委託や複数年契約を試行している。主な事例を表 II-31 に示す。

表 II-31 道路維持管理の先進事例

地方自治体	内容
北海道清里町	町道 313km/指定管理者制度
青森県	橋梁長寿命化修繕計画対応
府中市 (東京都)	総延長 3,500m の道路維持管理を期間 3 年で一括発注
奈良県道路公社	第二阪奈有料道路
大阪市	港湾道路トンネル/指定管理者制度

(*) 府中市の例については、道路管理課の節で詳述する

1.2. 工法・効果・費用等の検討

意見 (II-12)

防災拠点となるような重要な公共施設の新築・改修に際しては、耐震対策として免震・制振構造の採用を原則とすることが望まれる。また非構造部材の耐震性についても万全を期すことが望まれる。

東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)の教訓として、構造物や施設の躯体に損傷が生じなかったものの、建物内の付帯物、設備、非構造部材が損傷や被害を受け、BCP(事業継続計画)上、機能を十分に果たせない施設があったこと、長時間の揺れに耐して建物内にいた居住者や施設利用者が不安感や恐怖感を抱いたことが挙げられる。

南海トラフ沿いの巨大地震の発生が危惧されるなかで、人々の生活や企業の継続的な活動を守るために、震災時にインフラ資産や公共施設が果たすべき役割は大きい。そのため、橋梁や庁舎等の重要構造物、防災拠点となる施設については、初期建設費が多少高くなっても免震・制振技術の採用を第一に検討すべきだと考える。

山梨県本庁舎は免震改修が施されている。平成 25 年 9 月にオープンした山梨県防災新館も免震構造が採用されている。最近では生徒に恐怖感を与えないために、学校にも免震構造を採用すべきだとの意見もある。

東日本大震災では、非構造部材である天井材が落下して犠牲者を出した。平成 25 年 8 月に国土交通省から、特定天井の構造方法を定める告示が公布された。平成 26 年度に施行されれば、建物によっては耐震改修工事の努力義務が課されることや行政指導される可能性が考えられる。また、学校施設については、文部科学省で非構造部材の耐震対策が検討されている。特に体育館は防災拠点としての重要度が高いため、照明等の吊り材の落下防止策を十分に検討すべきである。

山梨県として、地震に対するより高い安全・安心を確保するために、建築基準法上の

最低レベルの耐震性を確保して構造躯体が強度的に持てばよいという考えを脱却して、県民の不安感・恐怖感の回避、生活の維持、製造サプライチェーンの分断の回避といった安全・安心の質を高めることに注力すべきである。国土交通省の動き（想定すべき巨大地震の地震波の設定等）を見ながら、再度、県内のインフラ資産、公共施設が有すべき耐震性能について議論し、整備方針（耐震設計、耐震診断の基準）を決めるべきだと考える。

図 II - 32 平成 14 年に免震改修を実施した本庁舎本館と地階の免震部

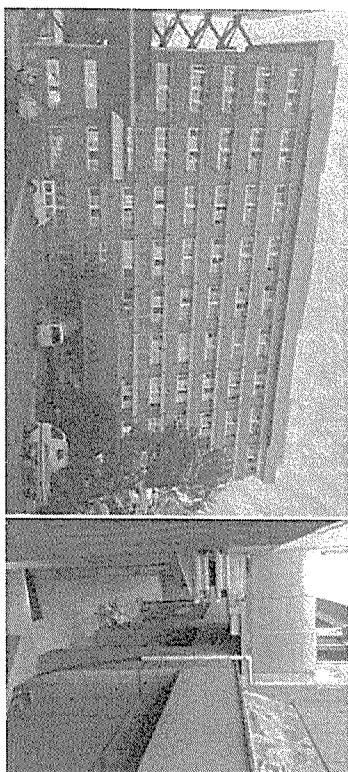


図 II - 33 山梨県防災新館の全景と地下駐車場の柱に設置された免震装置

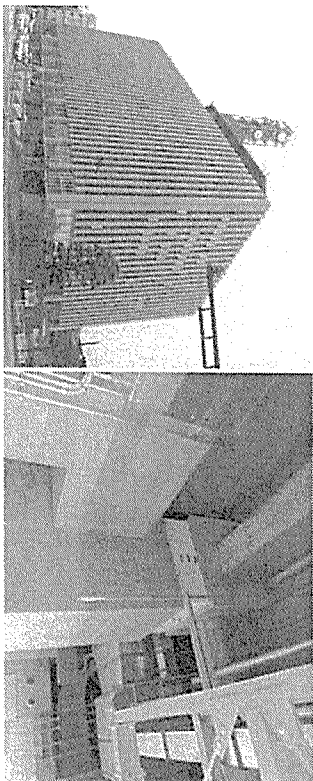


図 II - 34 市川高校の体育館の天井吊り材

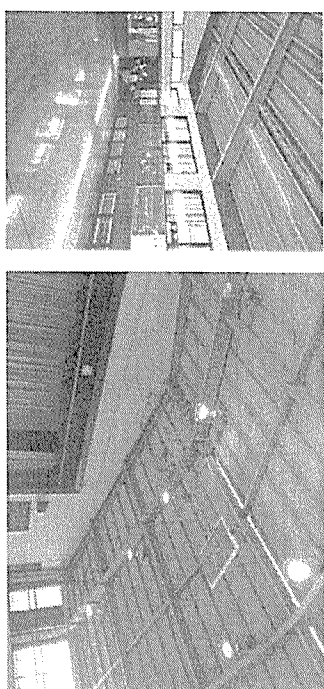


図 II - 35 市川高等学校の耐震補強対策

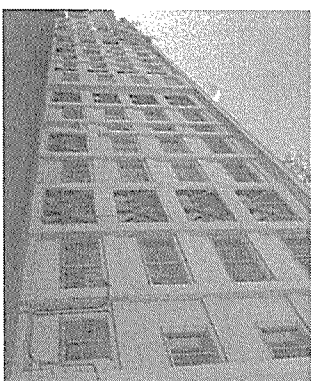
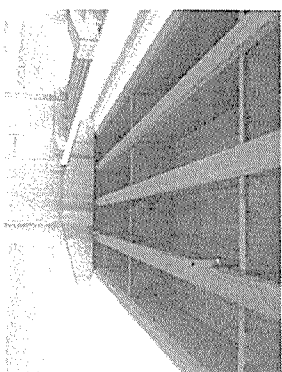


図 II - 36 耐震補強を施す下曽根橋



上流橋（左、平成 6 年竣工）は落橋防止と変位制限の対策を平成 24 年度で終了。下流橋（右、昭和 53 年竣工）は落橋防止、変位制限、沓壘拡幅を平成 25 年度から実施

1.3. 県の保有する財産についての全庁的なリスクマネジメントについて

意見(II-1.3)

厳しい財政環境下で、県の保有する財産が生み出すサービスは今後も一定の水準で提供するために、その実現を抑制するリスクの洗い出し、優先順位の決定、対応策の検討、モニタリング、改善という体系的なリスクマネジメント体制の整備が必要である。その中で最も大きなことは、網羅的にリスクを洗い出し、組織全体で対応付けして取り組むことである。公有財産をあらゆる側面から見直し、縦割り組織を超えて、県全体で、リスクマネジメントの目的・導入方針・組織体系作りに取り組む必要がある。リスクマネジメントの取り組みは、「アセットマネジメントシステム」とその目的が同じである。同じ目的の実現を、アセットマネジメントは資産の有効活用という観点から取り組むもので、リスクマネジメントはリスクへの対応という観点から取り組むものである。そのため、アセットマネジメント担当組織がリスクマネジメントという観点からも取り組むを行い、目的を実現する体制づくりが望ましい。

前述の通り、税収が減少傾向にある経済環境下で、県の保有する財産(主に建物及びインフラ資産)(以下、「公有財産」)が生み出すサービスは今後も一定の水準で提供することが山梨県の重大な使命である。その実現のために、その実現を抑制するリスクを網羅的に洗い出した上で優先順位を定め、対応策を検討し、その対応策が想定通りに機能しているかを確認し、改善を行うという体系的なリスクマネジメント体制の整備が必要である。しかし、山梨県においては公有財産にかかわる体系的なリスクマネジメントは行われていない。

リスクマネジメントは、一般的に「組織の価値を維持・増大していくために、組織が運営を行っていく上で事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理する活動」と定義され、具体的には、リスクマネジメントに関する基本方針を策定し、以下のPDCAサイクルを繰り返していくことである。

Plan: 直面するリスクを洗い出してリスクに対する順位づけをする。

Do: 優先順位が高いとされたリスクに対して具体的な対策を講じる。

Check: 講じた対策が適切に行われていることを確認する。(モニタリング)

Action: モニタリングの結果不備のある点について是正・改善を行う。

このようなリスクマネジメントの取り組みを公有財産に関してあてはめると、Planにおいては、税収が減少傾向にある経済環境下で、公有財産が生み出すサービスを今後も一定の水準で提供することを阻害する要因を洗い出し、その発生可能性や影響度を検討して優先順位付けを行うことが必要である。

次にDoとして、優先順位が高いとされたリスクから具体的な対策を講じる。対策としては通常、回避・低減・移転・受容の4種類が考えられ、優先順位が高いとされたリスクに対してどのような対策をとるか、その具体的な内容を含め決定し、それを具体的に

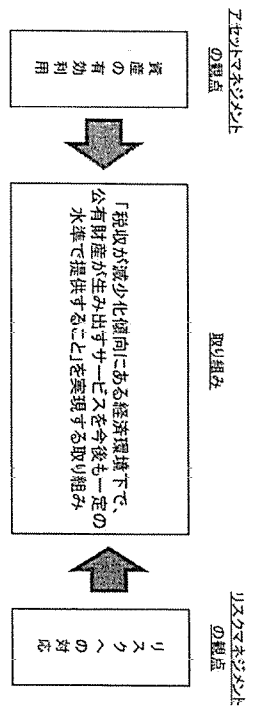
なマネジメント等に反映して周知徹底する。対策を決定するだけでなく、講じた対策が適切に行われ有効に機能していることを定期的に確認(Check)しなければならない。Checkについては、内部監査担当者など、施策実行担当者ではない独立性のある立場にある者が担当することで、より高い客観性が得られる。

Checkの結果、問題点が検出されれば、その内容はノートブックされ、改善が速やかになされなければならない(Action)。

リスクマネジメントの取り組みの中で最も大きなことは網羅的にリスクを洗い出し、組織全体で対応付けをして取り組むことである。公有財産をあらゆる側面から見直し、縦割り組織を超えて、県全体としてのリスクマネジメントの目的・導入方針・組織体系作りに取り組む必要がある。

リスクマネジメントを導入することで、縦割り組織では対応することが難しい問題も容易に検討しうる。例えば、①新規道路建設による便益の増加、言い換えれば新規道路を建設しないことにより経済の効率が改善しないリスクと、②既存の道路を補修することによるインフラの信頼性の強化、言い換えれば既存の道路を補修しないことによる事故発生リスクの増加、という二つのリスクをどのように順位付けするかは、縦割り組織においては難しい問題であり、大きなジレンマでもあろう。新規道路の建設担当部門と既存道路の維持管理担当部門では利害が一致しないため、当事者間では調整が難しいが、リスクマネジメントという全庁的な取り組みを行うことでこの課題に容易に取り組むことができる。

上述の取り組みは、インフラ資産・公共施設を総合的・横断的に管理する「アセットマネジメントシステム」(以下、「アセットマネジメント」)と共通する。なぜなら両者の取り組みの目的は、「税収が減少傾向にある経済環境下で、県の保有する財産(主に建物及びインフラ資産)が生み出すサービスを今後も一定の水準で提供すること」であり、両者で一致しているからである。同じ目的の実現を、アセットマネジメントは資産の有効活用という観点から取り組むもので、リスクマネジメントはリスクへの対応と、言い換えれば、アセットマネジメントを担当する組織がリスクマネジメントという観点からも取り組みを行って、「税収が減少傾向にある経済環境下で、公有財産が生み出すサービスを今後も一定の水準で提供すること」という目的を実現する体制づくりが望ましい。



1.4. 富士山噴火対応マニュアルの整備について

意見 (II-14)
 富士山が噴火した場合、大きく影響を受けるのがインフラであるため、インフラの危機管理対応において、富士山の噴火リスクは非常に大きな要素である。インフラの危機管理対応を適切に行うことが県民や観光客の安全を守ることにつながる。
 山梨県の富士山の噴火リスクへの対応は、検討を始めたばかりで、これから大きく展開をしていく段階にある。富士山の噴火リスクに対応するために、噴火に伴うリスクの洗い出し、それに対する対応策を検討し、富士山噴火対応マニュアルとして早期に整備することを検討されたい。

山梨県唯一の観光名所である富士山は平成 25 年 6 月 26 日にユネスコにより世界文化遺産に登録された。日本で 17 番目の登録であるが、登録前に世間の注目を集めたこととは記憶に新しい。毎年、富士山やその周辺の富士五湖等には多くの観光客が集まり、日本でも有数の観光地である。アクセスの良さから外国人にも人気が高く、多くの外国人観光客や登山客が富士山を訪れている。

一方、東日本大震災以降、天災に対する人々の関心が高まり、活火山である富士山の噴火リスクに多くの関心が寄せられている。実際に、富士山は有史以来、何度も噴火を繰り返してきており、いつ再噴火してもおかしくないとさえ言われている。富士山の噴火が起こった場合、大きく影響を受けるのがインフラである。従って、インフラの危機管理対応として富士山の噴火リスクは非常に大きな要素である。インフラの危機管理対応を適切に行うことが県民や観光客の安全を守ることにつながる。

富士山の噴火に対する山梨県の対応としては、検討を始めたばかりの段階であり、これから大きく展開をしていく段階にある。富士山噴火リスクへの対応は、その影響範囲も大きく、国家的な対応を有する部分もあると思われるが、まずは、最も影響の大きい地方公共団体の一つである山梨県において積極的に危機管理対応の検討を進めるべきであろう。

2020 年には東京オリンピックの開催も決定し、外国人観光客が一層増え、富士山の

噴火リスクへの関心がより高まることが予想され、その点からも山梨県として危機管理対応に積極的に取り組む必要性がある。
 富士山の噴火リスクに対応するために、噴火に伴うリスクを洗い出し、それに対する対応策を検討し、富士山噴火対応マニュアルとして早期に整備することを検討されたい。

(ア) 道路台帳

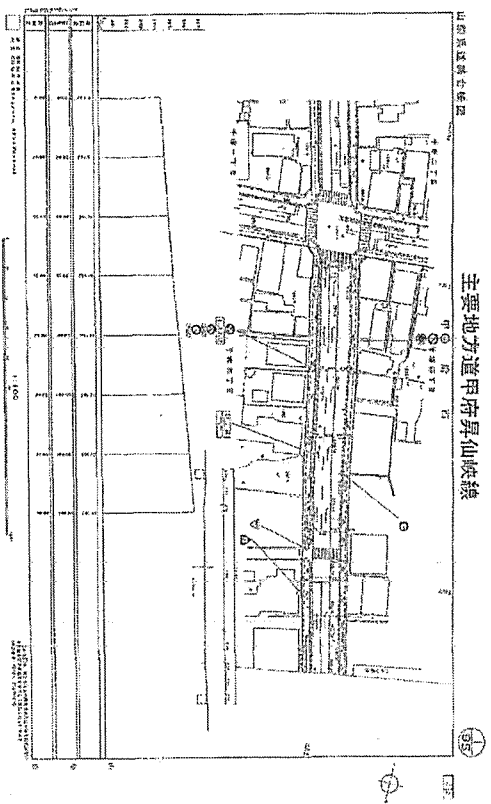
道路台帳は、路線ごとに作成されている。道路台帳は、路線の起終点や道路延長、幅員、面積等を記載した調査と附図から構成されている。調査は、表Ⅲ-2のような形式であり、道路幅などの数値的なデータは記載されているものの、工事費等の金額情報は記載されていない。また、道路法に定められていないこともあり、補修工事の過去の履歴も記載されていない。

表Ⅲ-2 道路台帳調査のサンプル

(出典：「道路台帳調査」抜粋)

道路台帳附図は、路線ごとに現地を測量して作成された図面であり、延長約150m～200mにつき1枚で作成されている。

図Ⅲ-3 道路台帳附図のサンプル



(出典：「道路台帳附図」抜粋)

(イ) 橋梁台帳

橋梁台帳は、図Ⅲ-4に示す「橋梁諸元」として整備されている。橋梁諸元には、橋梁の形状等に関する詳細な仕様に関する情報が記載されている。工事費等の金額情報の記載欄も設けられているが、運用上、記載していない場合もあるとのことである。補修工事・補強工事に関しては、工事の内容、工法等が記載されている。

図III-4 橋梁諸元 (橋梁台帳) のサンプル

This is a detailed table for bridge elements. It includes columns for bridge name, location, type, and various technical specifications. A small map is included to show the bridge's location within a larger area.

(出典：「橋梁諸元」抜粋)

(ウ) トンネル台帳

トンネル台帳は、図III-5に示す形式で整備されている。トンネル台帳には、トンネル延長、道路幅、土質などのトンネルの仕業に関する情報が記載されているほか、総工事費（金額情報）も記載されている。また、補修工事・補強工事に関しては、工事の内容等が記載されている。

図III-5 トンネル台帳のサンプル

This is a detailed table for tunnel elements. It includes columns for tunnel name, location, length, and various technical specifications. A small map is included to show the tunnel's location within a larger area.

(出典：「トンネル台帳」抜粋)

⑨ 点検結果の把握

(ア) 道路

山梨県では、「山梨県道路パトロール実施要領」に基づいて、道路パトロールを実施している。職員によるパトロール及び業務委託によるパトロールにより、路面や付属設備の劣化、損傷、故障などを把握している。

パトロールは各路線の通行量により毎月の回数が定められている。パトロールの結果は、パトロールの都度、作成されているパトロール日誌に記載され、建設事務所所長に報告されており、また、当該日誌を取り纏めた、パトロール実施結果報告書が定期的に作成されており、建設事務所所長から県土整備部長に報告されている。パトロール実施結果報告書は、中北建設事務所、峡東建設事務所、峡南建設事務所、身延道路課、富士・東部建設事務所、富士・東部建設事務所吉田支所、新環状・西関東道路建設事務所では、最近5年間分が保管されており、中北建設事務所、峡北支所、峡南建設事務所では、最近

3年間分が保管されている。
 業務委託によるパトロールは、県内の6管区それぞれ、維持管理業務受託会社を選定し、管区ごとに業務委託している。パトロールは、パトロールカー又はこれに準じる車両を使用し、原則として車中から視認できる範囲で行っている。業務受託会社は、パトロール計画書、パトロール実施結果報告書を作成し、建設事務所所長に提出する。
 なお、維持管理業務の契約は、複数年契約ではなく、全て単年度契約として締結されている。これは、県内業者の受注機会を拡大を優先しているためとのことである。

(イ) 橋梁

山梨県では、「山梨県橋梁点検要領」に基づいて、橋梁の日常点検、定期点検、臨時点検を実施している。

日常点検には、道路パトロールによる路面点検、桁下からの目視点検がある。路面点検は、県職員もしくは外部委託先により、毎月2回から5回、実施されている。また、桁下からの目視点検は、県職員もしくは外部委託先により、年1回、実施されている。定期点検は、外部専門家への委託により、供用開始後2年以内に初回点検が行われ、それ以降は、橋梁形式は5年に1度、BOX形式は10年に1度、実施されている。

臨時点検は、地震、台風、集中豪雨等による災害や大きな事故が発生した場合に行われており、県職員または外部委託先により実施されている。
 点検結果は点検調書に記載されデータベース化されている。

表Ⅲ-6 県管理の高速道路架道橋一覧及び点検状況

事務所	路線名	橋梁名	架設年次	点検	緊急対応の必要性
富東	吉野上野原停車場線	諏訪橋	昭和43年	平成19年度	無
富東	四日市場上野原線	鳥居ノ前第一橋	昭和43年	平成19年度	無
富東	大月上野原線	矢野橋	平成11年	平成19年度	無
富東	国道139号	西山架道橋	平成14年	平成20年度	無
富東	国道139号	西山橋	昭和43年	平成20年度	無
富東	桑西下真木線	小佐野橋	昭和52年	平成24年度	無
峡東	市之蔵山梨線	北堀橋	昭和54年	平成20年度	無
中北	甲府韮崎線	関谷橋	平成12年	平成22年度	無
峡北	韮崎昇仙峡線	権現橋	昭和51年	平成24年度	無
峡北	小帯間長坂停車場線	米山橋	昭和50年	平成24年度	無

(出典：道路管理課から提供「山梨県管理の高速道路架道橋の点検状況」)

(ウ) トンネル

山梨県では、トンネルの点検として、日常点検と定期点検を行っている。日常点検は「山梨県道路パトロール実施要領」に基づいて実施されており、定期点検は「山梨県道路トンネル点検計画・要領」に基づき実施されている。

定期点検は、外部専門家による点検であり、初回は供用開始後2年以内に、2回目以降の定期点検は判定結果に基づき2年に1回もしくは5年に1回程度実施されている。点検結果に基づいて点検票が作成され、その内容はトンネル台帳に登録されている。

⑦ 維持管理計画

(ア) 舗装

舗装に関しては、長寿命化計画は策定していない。パトロール等により損傷箇所を見し、補修するという対応策的に対処している。

(イ) 橋梁

橋梁に関しては、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」(最終改正平成22年9月)を策定しており、県の重点施策の一つとされている。「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に記載されている1,798橋のうち、緊急時の必要性などから優先順位を付け、963橋については「予防保全型管理」橋梁として計画的に対処していくことが予定されている。現状においては、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づく橋梁の修繕に要する支出に関しては、必要な予算が確保されている。また「山梨県橋梁長寿命化実施計画」は5年毎に見直し予定である。

(ウ) トンネル

平成25年4月から県管理の130箇所のトンネルにおいて総点検に着手し、結果とりまとめを含めて平成25年9月末までに完了している。現在は長寿命化計画はないものの、平成26年3月までに維持管理計画を策定する予定である。

⑧ 有効活用

道路管理課が所管する公有財産のうち、県道韮崎南フランス中央線(新山梨環状道路南部区間)で2箇所、国道411号城東大橋下1箇所を、駐車場として山梨県道路公社へ賃貸している。賃貸料(占用料)の算出は、山梨県道路施行条例、山梨県道路占用料減免要綱に基づき決定している。